

平成26年4月1日から

公共施設等の使用料・手数料が改定されます

幌延町では、消費税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に改正されるため、公共施設等の使用料や公共サービス等の料金について適正に転嫁した料金になるよう、幌延町自律推進本部会において検討を進めてまいりました。

検討の結果、次のとおり使用料・手数料を改定し、平成26年第2回幌延町議会定例会において料金改定に関する条例案が可決されました。町の公共施設等の使用料や手数料についても、平成26年4月1日から改定いたしますので、皆様のご理解をお願いいたします。

使用料・手数料が改定される主な施設やサービス

- ・各生活改善センター、集会所、町民会館、農村環境改善センター、共進会場、行政財産（役場庁舎等）、町立学校施設の使用料 など
- ・生涯学習センター（幌延・問寒別）、総合体育館、健康増進施設（プール）、東ヶ丘スキー場リフト、総合スポーツ公園、地区体育館の使用料 など
- ・公衆浴場入浴料（大人）、町立診療所における健康診断料、証明書料、診断書料、主治医意見書料 など
- ・水道使用料、メーター使用料、下水道使用料、個別排水使用料 など
- ・水道、下水道における設計審査・工事検査・工事事業者指定等の手数料 など
- ・土地及び建物に関する証明料、営業・職業に関する証明料、住民基本台帳カード交付手数料、地籍に関する成果の閲覧、地籍図・地籍簿等の複写手数料 など

※上記の施設やサービスであっても、全ての料金が一律に改定されるものではなく、政策的見地等の理由で、据え置かれる料金もあります。

※水道使用料、下水道使用料、個別排水使用料については、平成26年4月中の検針において料金が確定するものは、改定前の料金となります。

使用料・手数料を据え置く（改定しない）施設やサービス

- ・保育所保育料（中央、問寒別）、町営草地使用料、捕獲手数料 など
- ・戸籍関係手数料、犬の登録・予防注射済票の交付手数料、斎場使用料、墓地使用料、町営住宅駐車場使用料、道路占用料、流水占用料 など
- ・各種検診（特定健診、各がん検診、骨粗しょう症検診、脳ドック等）の受診料

☆改定後の主な施設使用料・手数料については、今月号の広報誌に折り込んだ別紙のとおりですが、その他の料金につきましては、各施設又は窓口、幌延町ホームページでご確認ください。